

防災物品について

問い合わせ先
消防局予防課
担当 査察・違反是正グループ
TEL 053-475-7541

消防法により社会福祉施設等で使用するカーテン、じゅうたん等は、一定基準以上の防災性能を有する防災物品でなければなりません。

防災物品の種類	規制対象となるもの
カーテン、布製ブラインド	すべて
のれん	下げ丈1メートル以上のもの
じゅうたん等の敷物	2平方メートル以上のもの

防災の表示について

防災物品として、防災性能を有する旨の表示は下図のとおりです。

カーテン、じゅうたん等を購入する場合は、この表示を確認してください。

消防庁登録者番号
<hr/>
防 災
登録確認機関名
○○○○○○○○○○
<hr/>